

## 長久手市職員互助会補助金交付要綱

制 定 昭 和 6 2 年 1 0 月 1 3 日

最終改正 令 和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 長久手市職員互助会補助金（以下「補助金」という。）は、長久手市職員互助会（以下「互助会」という。）が実施する事業に要する経費に対して交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和 6 0 年長久手町規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助額)

第 2 条 前条に規定する事業は、互助会が長久手市職員互助会条例第 4 条に基づき実施する事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費として 4 月の職員数に職員 1 人当たり年額 3, 0 0 0 円を掛けた額を補助金として交付する。ただし、天変地異等が生じた場合はこの限りでない。

(申請手続)

第 3 条 規則第 3 条に規定する申請書は、様式第 1 号とする。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、5 月 1 5 日までとする。

(決定の通知)

第 4 条 規則第 6 条に規定する交付決定の通知書は、様式第 2 号とする。

(補助金の請求及び交付)

第 5 条 補助事業者は、前条に規定する交付決定通知を受理したときは、5 月（前期分）及び 1 0 月（後期分）に請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、互助会に対して補助金を交付するものとする。

(計画の変更、中止又は廃止の申請)

第 6 条 補助事業者は、補助事業等の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第 4 号による承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的を損なわない事業計画の細部の変更をする場

合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(承認の通知)

第7条 前条に規定する承認通知書は、様式第5号とする。

(実績報告)

第8条 規則第11条に規定する実績報告書は、様式第6号とする。

- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、当該事業完了の日が属する年度の3月31日までとする。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第15条第2号に規定する市長の定める財産は、取得価格が単価5万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第15条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年10月13日から施行する。
- 2 昭和62年度における規定の適用については、第2条中「4月」とあるのは、「10月」と、「12,000円」とあるのは、「6,000円」として、第3条第2項中「4月30日」とあるのは、「10月30日」とし、第5条中「4月(前期分)及び10月(後期分)」とあるのは、「10月」とする。

附 則

この要綱は、互助会役員会の議決があった日から施行し、平成9年4月1日

から適用する。

附 則

この要綱は、互助会役員会の議決があった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長久手市職員互助会補助金交付要綱第8条第2項の規定は、平成25年度以後の補助金について適用し、平成24年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度長久手市職員互助会補助金申請書

年 月 日

長久手市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

年度長久手市職員互助会補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 交付申請額

金 円

（算出基礎 ）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

住 所

団体名

代表者氏名 様

長久手市長

長久手市職員互助会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありましたこのことについては、下記のとおり交付決定しました。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金交付額 金 円
- 3 交付の条件
  - (1) 補助事業を変更、中止又は廃止する場合には、事前に承認を受けること。
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示を受けること。

様式第3号（第5条関係）

長久手市職員互助会補助金請求書

年 月 日

長久手市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました長久手市職員互助会補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

様式第4号（第6条関係）

長久手市職員互助会事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

長久手市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました長久手市職員互助会事業について、下記のとおり事業計画・補助金の変更・中止・廃止の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更・中止・廃止をする事項
- 2 変更・中止・廃止をする理由
- 3 その他参考となる事項

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

住 所

団体名

代表者氏名 様

長久手市長

長久手市職員互助会事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで承認申請があったことについては、下記のとおり承認を決定しました。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 補助金額	変更前	金	円
	変更後	金	円

3 その他



様式第6号（第8条関係）

年 月 日

長久手市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

年度長久手市職員互助会事業実績について（報告）

年 月 日付けで交付決定のありました事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金交付額 金 円
- 3 事業報告書
- 4 収支決算書